

平成 26 年 2 月 24 日

内閣府大臣官房番号制度担当室  
内閣官房社会保障改革担当室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に関する意見の提出について

平成 26 年 2 月 11 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(仮称)案」に関する意見

項番	政令案の条文	意見等	理由等
1	—	<p>番号制度の円滑な導入を図る観点から、番号の取扱いに係る以下の事項等について関係する省令の制定やルールの明確化等を早急に実施していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認や番号の真正性確認に係る措置</li> <li>・ 特定個人情報保護対応</li> <li>・ 番号変更時の対応</li> </ul>	<p>番号法の施行に伴い、金融機関では多数の法定調書に番号を記載するための体制整備やシステム対応等が必要であり、準備には相応の期間を要することが想定される。すでに番号の利用開始までの期間は2年を切っているが、現時点で示されている法令等では金融機関において対応すべき具体的な内容が明確にされておらず、体制整備に向けた実務的な検討が行えない状況にあるため。</p>
2	第3条 第4条 第14条 第16条	<p>(1)銀行が以前に確認・取得した個人番号が変更(ならびに失効)となった場合、その事実を銀行側が把握することは可能なのか。</p> <p>(2)また、番号が変更となった旨を銀行側が公的機関に確認する義務があるのか。</p> <p>(3)もしくは届出について、書面その他にて本人から届けていただく必要があるのか。</p> <p>以上確認したい。</p>	<p>口座保有人に関して、銀行にて取得した番号を基に当局等に報告した際に、当該人の個人番号が変更となっている場合があり、その際の対応方法によっては銀行側の負担が増える可能性がある。</p>
3	第24条別表第4号	<p>政令案第24条別表第4号に掲げられた事由以外で、銀行が資料を当局等へ提出する場合(銀行法第24条(報告又は資料の提出)、第25条(立入検査)、日本銀行法第44条(審査)、外為法第68条(立入検査)等)についても、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第19条第12号の「その他政令で定める公益上の必要があるとき」もしくは番号法第19条第14号の「その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき」に含めていただきたい。</p>	<p>左記の資料提出等のケースにおいて、仮に特定個人情報が記載された資料の提出が番号法第19条の規定に違反すると判断される場合には、提出資料から特定個人情報を削除する等の作業が必要となり、銀行にとって過重な負担となるのみならず、当局等への迅速な資料提出の妨げにもなると思料するため。</p>